

令和6年5月

市内各事業者等 各位

京都市保健福祉局障害保健福祉推進室
(みやこユニバーサルデザイン推進担当)

障害を理由とする差別の解消に関する法律の一部を改正する法律の施行について

平素は、本市行政施策に御理解、御協力を賜り、ありがとうございます。

本市では、障害を理由とする差別の解消に向けた啓発に取り組んでいます。

このたび、障害を理由とする差別の解消に関する法律（以下、「障害者差別解消法」という。）が改正され、令和6年4月から施行されましたので、各事業者等におかれましては、改めて障害者差別解消法の概要や改正内容等について、下記及び別紙チラシにより御確認いただきますようお願いいたします。

記

1 障害者差別解消法の概要

障害者差別解消法は、全ての人が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に尊重し合いながら共生する社会の実現を目的として、平成28年4月1日に施行されました。障害者差別解消法では、主に次の2点について定めています。

(1) 不当な差別的取扱いの禁止

障害のある人に対して正当な理由なく、障害を理由としてサービスの提供を拒否・制限・条件づけすること。

(2) 合理的配慮の提供

障害のある人から、社会的障壁（※）を取り除くための何らかの対応を必要としているとの意思表示があった際に、過重な負担にならない範囲で対応すること。

※社会的障壁…障害のある人にとって、生活を送るうえで支障となるもの。利用しにくい施設や制度等だけでなく、障害のある人の存在を意識していない慣習や障害に対する偏見等の意識的なものもこれに当たります。

2 法改正のポイント

これまで努力義務となっていた、民間事業者等による合理的配慮の提供が、法改正により義務化され、民間事業者等においても障害のある人からの申出に対して対応することが求められることとなります。

	不当な差別的取扱い	合理的配慮の提供
国・地方公共団体	禁止	義務
民間事業者	禁止	努力義務→義務

3 専門相談員について

障害を理由とする差別等に関する相談について、これまでは本市事務事業に関する相談は本市の所管課及び障害保健福祉推進室で受け付け、それ以外の民間事業者等に関する相談は京都府の広域専門相談員で受け付けていましたが、令和6年4月1日から保健福祉局障害保健福祉推進室に専門相談員を配置し、本市事務事業外の相談も受け付けています。

※ 本市事務事業に関する相談は、これまでどおり所管課で対応します。

また、専門相談員は、障害のある人からの相談だけでなく、事業者等からの相談も受け付けます。障害のある方からの合理的配慮の申出があった際の対応について判断に迷う、何ができるか分からない、といった御相談がありましたら、下記専用ダイヤルに御連絡ください。

<電話> 075-222-4565 (相談専用・平日8:45~17:30)

<FAX> 075-251-2940 (障害保健福祉推進室兼用)

<メール> syogai@city.kyoto.lg.jp (障害保健福祉推進室兼用)

(備考) 内閣府「つなぐ窓口」について

内閣府では、障害者差別解消法に関する相談を適切な相談機関と調整し、取り次ぎを行う「つなぐ窓口」を設置しています。(令和7年3月までの試行事業)

「つなぐ窓口」でも、障害のある方、事業者の方からの相談を受け付けていますので、御活用ください。

(内閣府ホームページ「障害者差別に関する相談窓口『つなぐ窓口』がスタート!)

URL : https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai_tsunagu.html



以上